

「緊急事態宣言」解除に伴う

生涯学習センター及び各公民館の利用時間（通常時間への）変更について

大阪府への「緊急事態宣言」に伴う緊急事態措置期間が、9月30日（木）をもって解除されることになりました。

これに伴いまして、生涯学習センター及び各公民館の利用時間につきましては、下記のとおり通常どおりでの利用時間に戻させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、施設の利用にあたりましては、引き続き、感染拡大予防のため利用者の皆様各自で、感染防止対策を講じていただくことへのご協力をお願い申し上げます。

●施設の利用について

- ・利用時間 : 令和3年 10月1日（金）からは、
各館ともに午前9時から午後9時まで（通常どおりの開館時間）
（日曜日の開館時間は、午前9時から午後5時まで）

*ただし、9月30日（木）までは、午後8時まで（1時間の短縮）

- ・利用定員 : 施設の定員の概ね半数程度でのご利用をお願いします。

*利用条件・利用制限の詳細につきましては、市のホームページ（各課のご案内・生涯学習課）に別途掲載しております「生涯学習センターと各公民館をご利用の皆様へ」をご覧ください。各施設までお問い合わせ願います。

上記の取り扱いにつきましては、現時点でのものであり、今後の国及び大阪府の動向により、必要に応じて適宜改定してまいりますので、あらかじめご理解をお願い申し上げます。